

11 鳥取県

所在地 鳥取県

業種 公務

職員数 2,944名(時点:2024年4月1日)

※総務省「令和6年地方公共団体定員管理調査」における一般行政部門の職員数。

POINT

- ▶「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を踏まえ、県として犯罪被害職員等支援休暇を導入。県内企業での導入を促す効果も期待
- ▶更年期特有の不調を抱えながら働く職員を支援するため、全職員が利用可能な更年期障がい休暇を導入
- ▶ふるさと応援休暇等の特別休暇の導入を通じ、職員の地域に貢献する活動への参加を促進し、職員の職務能力向上、民間企業への施策の波及や地域づくり推進にも寄与

導入背景

全ての職員が活躍できる職場づくりを推進。県の計画・施策を踏まえて特別休暇を導入

- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画である「輝く女性活躍推進プログラム」等を踏まえ、全ての職員が活躍できる職場づくりを実現するため、職員の働き方改革や職場環境の改善に取り組んでいる。
- 行政の立場から、特別休暇の導入においても県の計画・施策との関連や、地域づくりの推進といった視点を考慮している。
- 2023年10月に導入した更年期障がい休暇は、県として更年期障がいに関する普及啓発や医療機関等を拠点とした相談・支援体制の強化に取り組む中で、県庁にも更年期特有の不調を抱える職員が一定程度みられるとのアンケート結果を踏まえて導入した制度である。また、2024年6月に導入した犯罪被害職員等支援休暇は、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」に基づき県全体で犯罪被害者支援を推進する中、職員のための制度に目を向けて導入したものである。
- さらに、2023年10月に導入したふるさと応援休暇は、県内での地域活動・ボランティア活動に参加する際に利用可能な制度である。職員がふるさと応援休暇を利用してこうした活動に参加することで、自治会や自主防災組織の担い手不足といった地域の課題を解消し、活力ある地域社会の実現に資することや職員の職務能力向上を狙っている。

制度・運用の特徴と効果

職員が安心して働ける環境を整備するため、犯罪被害職員等支援休暇を導入。併せて、県内企業への波及も狙う

犯罪被害職員等支援休暇の概要

取得事由	取得可能な日数	有給・無給	特徴など
①犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用、弁護士への相談、公判の傍聴等を行う場合 ②心身の故障により勤務が著しく困難である場合 ③犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合	①の場合:必要と認める期間 ②、③の場合:一つの犯罪被害について年5日(看護を要する配偶者等が2人以上の場合は年10日)	有給	・対象となる犯罪等は、刑事訴訟法第316条の33に定められる罪(犯罪被害者参加制度の対象となる罪と同様) ・時間単位で取得可 ・職員本人が被害に遭った場合のほか、配偶者、父母、子(配偶者の子を含む。)、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹が被害に遭った場合も対象

- 犯罪被害職員等支援休暇は、職員本人または親族が犯罪被害に遭った際に取得できる、有給の休暇である。対象となる犯罪については、いわゆる被害者参加制度¹⁾の対象となる罪であり、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪などが含まれる。
- 休暇の取得事由は、「①犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続等を行う場合」「②心身の故障により勤務が著しく困難である場合」「③犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合」のいずれかである。付与日数については、①の場合は犯罪事案により必要な日数が様々で、中には長期化するケースもあるため「必要と認める期間」としている。②、③の場合は、既存の特別休暇との均衡の観点から年5日としている。時間単位での取得も可能である。
- 取得方法は他の特別休暇と同様、勤怠管理システムにより申請し、原則として直属の上司と所属長の承認を受けることとしている。ただし、申請時に取得事由ごとに承認権者を変更することができるため、所属長のみ承認とすることも可能である。犯罪被害職員等支援休暇を導入した際には、職員に対して承認経路に設ける承認権者をできるだけ少なくするように周知した。また、特段の必要がなければ人事担当部局には情報が共有されないこととし、プライバシー等に配慮している。

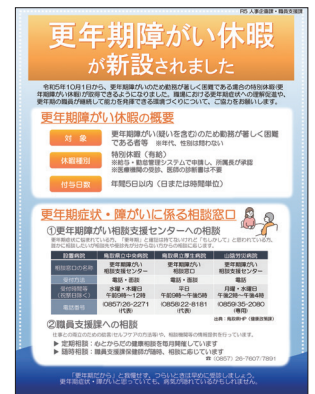
- 2024年6月に導入した制度のため利用者はまだいない(同年8月現在)が、制度があることで、万が一、職員やその親族が犯罪被害に遭った際に、職員の離職防止につながることを期待できると考えている。休暇の取得事由に鑑みると、取得実績が多数となることは想定していないが、犯罪はいつだれが巻き込まれるかわからないため、職員が万が一の時でも安心して働き続けられるようにすることが導入の目的である。
- また、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」では「犯罪被害者休暇制度の普及」を掲げ、令和9年度までに、県内の犯罪被害者休暇制度の導入企業数を10社とする目標も掲げている。県が率先垂範して犯罪被害者を支援するための休暇を導入することで、県内の民間企業に取組を波及させることも狙いとしている。県の制度内容について民間企業から問い合わせがあるなど一定の注目を集めており、引き続き、県内企業への導入促進にも取り組んでいく。

職員アンケートの結果を踏まえ、年齢や性別を問わず利用可能な更年期障がい休暇を創設

更年期障がい休暇の概要

取得事由	取得可能な日数	有給・無給	特徴など
<ul style="list-style-type: none"> ・更年期障がい又は更年期障がいの疑いのある症状のため勤務が著しく困難である場合 ・更年期障がい等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 	年5日	有給	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の年齢、性別は問わず利用可 ・時間単位で取得可 ・休暇の承認において、医師の診断書等の提出は不要

- 更年期障がい休暇は、職員が「更年期障がい又は更年期障がいの疑いのある症状のため勤務が著しく困難である場合」または「更年期障がい等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合」に取得可能な有給の休暇である。付与日数は年5日で、時間単位で取得することもできる。
- 県では、県内の拠点病院を中心とした更年期障がいの医療・相談体制の強化を掲げており、更年期障がいについての普及啓発や相談・支援体制の充実に取り組んでいる。施策を推進する一環として、職員の更年期障がいの実態を把握するためにアンケートを実施したところ、回答者の約35%が「更年期障がいの自覚があるまたは過去にあった」と回答しており、一定数の職員が更年期障がいとみられる症状を抱えていることが明らかとなった。中には「『更年期くらいで休むものではない』と言われるのではないかと、という周囲への気兼ねがあり、休暇を取得しなかった」という声も寄せられていた。こうしたことから、職場の中心的役割を担う世代の職員が継続して能力を発揮し、勤務できるよう支援するため、県として特別休暇の導入に至った。また、アンケートからは、30代以下の職員や男性職員などにも症状の訴えがみられたため、制度の対象者は年齢や性別を問わないこととした。取得可能な日数については他の特別休暇との均衡を考慮し、年5日以内としている。
- 取得に際しては勤怠管理システムで申請することとしている。原則として医師の診断書や医療機関の受診は要件としておらず、自己申告での申請を認めている。ただし、前述のとおり県として支援体制を強化しており、休暇の取得申請があった職員に対しては医療機関の受診なども勧め、必要に応じて証拠書類を求めることとしている。
- 2023年10月の導入後、同年度中に25人が取得した。うち男性が約3分の1を占め、2023年度の1人あたりの平均取得日数は約2.3日となっている。男女問わず一定数の利用者があり、働きやすい職場環境整備に寄与していると考えられる。
- 本休暇の導入を契機として更年期障がいへの理解が進み、症状を抱えている職員の負担軽減につながるなど、職員にとって働きやすい職場づくりにつながることを期待している。また、他にも、更年期障がいや簡単なセルフケア、相談先、更年期障がい休暇等について職員向けに周知啓発を図っており、県全体として更年期障がいを抱える職員への支援に取り組んでいる。



更年期障がい休暇に関するチラシ (同県提供資料より)

県庁職員の地域貢献を後押しし、活力ある地域社会の実現に資することを目的としてふるさと応援休暇を導入

- 2023年10月にはふるさと応援休暇を導入した。職員が県内で地域活動・ボランティア活動を行う際に利用可能な有給の休暇である。付与日数は年5日で、時間単位での取得も可能である。
- 対象となる活動としては、自治会・町内会や自主防災・防犯組織、PTA活動など地域の生活環境の維持や防災活動に当該団体の構成員として参加する場合や、学校の部活動指導、ボランティア活動などを想定している。ふるさと応援休暇のQ&Aも作成しており、この中で制度を利用できるケースなどを紹介し、職員に利用を促している。
- なお、ふるさと応援休暇を導入する以前から、県外でのボランティア活動に参加するための特別休暇として、ボランティア休暇を導入していた。ボランティア休暇は主に被災地支援などでの利用を想定したもの(年5日の有給休暇)であるのに対し、ふるさと応援休暇は県内で地域貢献に資する活動に従事する際に利用できる制度と位置づけ、制度の棲み分けを図っている。ふるさと応援休暇とボランティア休暇を統合するのではなく、あえて独立した制度として新設することで、職員に対して「鳥取県内で地域活動・ボランティア活動に参加してほしい」というメッセージを示すことにつながっている。

1) 一定の事件の被害者やご遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができる制度。